

○熊谷市議会災害発生時対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊谷市内において地震、台風等の災害が発生したときに、熊谷市議会が熊谷市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）との連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、熊谷市議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切に活動できるよう必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 熊谷市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたとき、これに協力するため、熊谷市議会内に熊谷市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、次条に掲げる支援本部の事務を総括する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は議長、副議長を除く議員をもって充て、次条に掲げる支援本部の事務に従事する。

(所掌事務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部からの情報提供を受け、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 情報を収集及び整理し、市対策本部に提供すること。

(4) 被災地、避難所等の調査に協力すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、支援本部が必要と認める事務
(議員の活動指針)

第5条 議員は、災害の発生を認知した場合は、次に掲げる指針により活動するものとする。この場合において、支援本部が設置されたときは、支援本部の指示に基づいて活動するものとする。

(1) 自身の安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。

(2) 支援本部からの情報提供を受け、地域の防災活動の推進に資すること。

(3) 被災地域、避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。

(4) 被災地域における活動に協力すること。

(5) 被災者からの相談、助言等を行うこと。

(議会事務局職員の職務)

第6条 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集及び議員からの情報提供を行い、支援本部へ市対策本部からの情報提供を行う。

2 事務局職員は、支援本部の事務を補助する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。